

## 売血から献血、国内自給をめざして

### 日本の血液事業のあゆみ〈ミニ年表〉

|                  |                                                                                                                          |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ～1945 年（昭和 20 年） | 枕元輸血（院内輸血）普及<br>注射器で採取した血液を、感染症検査等を行わずそのまま輸血する「枕元輸血」が普及。                                                                 |
| 1950 年（昭和 25 年）  | 我が国初の民間商業血液銀行設立<br>民間商業血液銀行はその後各地に設立され、売血（自らの血液を有償で採血させること）によって輸血用血液を供給。                                                 |
| 1952 年（昭和 27 年）  | 日本赤十字社血液銀行開設                                                                                                             |
| 1956 年（昭和 31 年）  | 「採血及び供血あっせん業取締法」（採供法）施行<br>血液の適正利用と採血によって生じる保健衛生上の危害を防止し、供血者の保護を図ることを目的として制定。                                            |
| 1962 年（昭和 37 年）  | 「黄色い血」追放運動が始まる<br>供血者の頻回採血による貧血や、血液の品質の低下が社会問題に。<br>※売血常習者の血液は、度重なる売血行為により血球部分が少なく黄色い血漿部分が目立ち、「黄色い血」と呼ばれた。               |
| 1964 年（昭和 39 年）  | ライシャワー事件<br>ライシャワー駐日大使が暴漢に襲われ輸血を受け、輸血後肝炎に感染した事件。輸血された血液が売血由来の血液であったことから、献血推進の機運が高まる。<br>政府は輸血用血液を献血により確保する体制を確立するよう閣議決定。 |
| 1969 年（昭和 44 年）  | 売血による輸血用保存血液の製造を中止（預血制度に切り替え）                                                                                            |
| 1974 年（昭和 49 年）  | 輸血用血液のすべてを献血で確保する体制の確立（預血制度を廃止）<br>一方血漿分画製剤は売血由来、輸入血漿由来の製品が多数を占める。                                                       |
| 1986 年（昭和 61 年）  | 400mL献血、成分献血の導入                                                                                                          |
| 1990 年（平成 2 年）   | 有料採血の完全廃止                                                                                                                |
| 1991 年（平成 3 年）   | 採血及び供血あっせん業取締法施行規則の一部改正<br>血液比重、血圧などの採血基準を緩和し、献血者の対象を拡大。                                                                 |
| 1999 年（平成 11 年）  | 採血及び供血あっせん業取締法施行規則の一部改正<br>献血年齢の引き上げを行い、69歳*1まで献血が可能になる。（血小板成分献血については現行のまま54歳までとする）                                      |
| 2003 年（平成 15 年）  | 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（血液法）が施行<br>採供法を改称。法の目的を安全性の向上や安定供給の確保等に拡大。                                                      |
| 2006 年（平成 18 年）  | 採血に係る健康被害の補償の実施<br>日本赤十字社において「献血者健康被害救済制度」の運用がスタート。                                                                      |
| 2011 年（平成 23 年）  | 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部改正<br>400mL採血の献血年齢を男性に限り18歳から17歳に引き下げる。また血小板成分採血の献血年齢を男性に限り54歳から69歳*1まで引き上げる。               |
| 2019 年（令和元年）     | 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正<br>採血等の制限の緩和や採血業の許可基準の明確化、採血事業者のガバナンスを強化するための措置が講じられる。                                       |

\*1 65歳から69歳までの方は、60歳から64歳までの間に献血の経験がある方に限られる。